

# 業務部速報

No. 17

発行 15. 7. 16

JR東労組業務部

## 申33号 組合員の生活設計を考慮した福利厚生の実現を求める申し入れ 団体交渉 3回目その1

第10項 社宅使用料金に対する傾斜家賃が既に導入されていることから、新たな傾斜家賃の導入は行わないこと。

### 【組合】

- ◆社会通念上として認められているにも関わらず、特例傾斜家賃(35歳以上1.5倍、40歳以上2.0倍、45歳以上2.5倍、50歳以上3.0倍)の負担は公平ではない!

まだまだ

対立

### 【会社】

- 従来からの傾斜家賃とは目的が違う。居住期間制限により、退居する方と引き続き居住する人との公平性が目的だ
- 市場価格より安価な価格設定で配慮している。

制度そのものの考え方を整理する必要がある!! 再検討を要請!

第11項 社宅及び寮の使用料金を見直す際は、新使用料金表を作成し社員に公表すること。

### 【組合】

- ◆使用料金変更を事前に知ること、持ち家等のきっかけをつくれる。制度改正の目的が図れる。

確認!!

### 【会社】

- ENJOY LIFEに料金一覧を記載する
- 改正した規程は、職場で確認できる
- 議論を踏まえ周知内容は前広に検討する

持家等を選択する「きっかけ」というなら、事前の周知は重要だ!!

第12項 施策として、持家促進を進めていく会社の責務を果たすために、勤務箇所等については、本人の意思を尊重し、通勤可能な範囲とすること。

### 【会社】

- 個々人の様々な条件があるが、家族と一緒に生活できることが望ましい 基本認識を確認!!
- 勤務地の決定は任用の基準だが、モニター制度や通勤事情等は会社として検討する事柄

持家取得は個人の判断でも、会社の支援は必要だ!! 検討を深めていく事を強く要請!! 確認!!

### 【組合】

- ◆持家実績が向上しないのは、これまでの強制転勤が持家促進の弊害だからだ!!

### 【会社】

- 強制転勤と言われるが、会社は通常異動で行っている。持家促進と相通じるかもしれないが、別個に考えるべきものと認識する

対立!!

第13項 所有住宅支援一時金20万円については、持家を取得したことに対する「所有住宅奨励金」として支給し、これまでに住宅ローン支援制度を申請した社員も対象とすること。また、持家取得によって転居する場合の引越し費用は会社負担とすること。

### 【組合】

- ◆2007年の改正時から持家促進を担った方からは「損をした」という声が圧倒的に多い
- ◆議論経過を踏まえ、目的との整合性を実現するべきである。公平性というなら、遡って一時金を支給するべきだ!!

対立

### 【会社】

- 支援する仕方は様々なやり方がある。
- 今回の所有住宅支援一時金20万円は、今後持家を取得する方に支援する目的であり遡る考えはない
- あくまでも今後に向けて制度改正をおこなう

- ◆東日本大震災や原発避難地域からの避難や自然災害等で持家申請をし直さざる得ない条件を考慮した制度にするべき。

確認!!

- 特例措置で対応できると思うが、個別具体的な事象を提起されたので、検討をする

実態に踏まえた検討を要請!

- ◆職場の声は「追い出される制度」と不満がある
- ◆引越し費用は会社が負担するべきだ

対立

- 引越にかかる費用は、手当にあたるもの。福利厚生の視点から外れてしまう。

過去の議論経過を重視し、従来までの制度改正目的との整合性を図るべきだ!!

3回目交渉 その2へ